

第 5 回
幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会
会 議 録

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

第5回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

議事日程

第5回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会
(平成15年11月27日 14時00分 開会)

日程第1 開会

日程第2 協議事項

協議第10号 地域住民の意向を行政運営に反映させるための仕組みについて

協議第11号 住民の意向把握について

協議第12号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会検討報告書について

協議第13号 国・道からの財政支援の検証について

協議第14号 法定合併協議会設置準備について

日程第3 その他

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会歳入歳出決算報告の取り扱いについて

日程第4 閉会

会 議 録

第 5 回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会

- 1 開催年月日 平成 15 年 11 月 27 日
- 2 招集の場所 更別村社会福祉センター 2 階 大ホール
- 3 開会 11 月 27 日 14 時 00 分宣告
- 4 応集委員 全委員
- 5 出席委員 (16 名)
幕別町 岡田和夫 西尾治 本保証喜 瀧澤太郎 若原輝男
更別村 安村豊治 江本信吉 渡辺春雄 本多芳宏 鈴木英治
忠類村 遠藤清一 邊見敏夫 杉坂達男 齊藤順教 帰山孝夫 村上富二
- 6 欠席委員 多田順一(幕別町) 林中建夫(更別村)
- 7 遅参委員 杉坂達男(忠類村)
- 8 幹事
更別村 田中博幸 上田幸彦
忠類村 川島広美 水谷幸雄
- 9 事務局
局長 金子隆司 次長 阿部義昭 総務広報班長 飯田晴義
計画調整班長 原田雅則 班員 三好光幸 細澤正典 森範康 和田智旭
- 10 提出案件
協議第 10 号 地域住民の意向を行政運営に反映させるための仕組みについて
協議第 11 号 住民の意向把握について
協議第 12 号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会検討報告書について
協議第 13 号 国・道からの財政支援の検証について
協議第 14 号 法定合併協議会設置準備について

議事の経過

(平成15年11月27日 14:00 開会)

[開会]

議長 委員の皆様方には大変お忙しい中、第5回の任意協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりました。

また、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、本会規約第8条第2項の規定により、ただ今から、第5回幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

協議事項に入ります前に事務局から諸般の報告をいたします。局長。

[諸般の報告]

局長 諸般の報告をいたします。

本日の会議に、幕別町・多田委員、更別村・林中委員から欠席する旨、また、忠類村・杉坂委員から遅参する旨の御連絡をいただいておりますので、御報告を申し上げます。

次に、会議に入ります前に、議案の差し替えをお願いいたします。

すでにお手元に配付してございますが、5ページ、協議第14号「法定合併協議会設置準備について」であります。当初の議案につきましては、法定合併協議会設置に向けた法定手続き以外の事項が含まれており、紛らわしい点がありましたことから、法定の手続きのみをもって整理させていただいたところであります。

また、一番下の米印に第1回法定合併協議会、カッコとして平成15とありましたが、平成16の誤りでございました。

差し替えをお願いしたいと思います。

以上で、ございます。

[協議第10号 地域住民の意向を行政運営に反映させるための仕組みについて]

議長 それでは協議事項に入ります。

協議第10号「地域住民の意向を行政運営に反映させるための仕組みについて」を議題とします。

事務局より、説明をいたします。局長。

局長 協議第10号「地域住民の意向を行政運営に反映させるための仕組みについて」、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

今月の13日に、第27次地方制度調査会から内閣総理大臣に対しまして、「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」がなされたところであります。

答申では、合併の障害を除去するための特例を中心とした新たな法律を定め、現行特例法失効後においても、市町村のさらなる合併を促進すべきとされたところであります。

現時点におきましては、法律案の内容は明らかではありませんが、答申に盛り込まれました『行政区的タイプの地域自治組織』につきましては、基礎自治体、いわば、市町村の判断により、条例で設置できる一般制度とすべきとの提言があったところであります。

本制度につきましては、住民自治の強化や住民との協働を推進する上で、検討すべき一つの方策として捉えることができるものであります。

今後、法定合併協議会に移行した際には、合併後の地域の均衡ある発展と住民の新たな協働関係の構築が図られるよう、答申の趣旨をはじめ、本庁と総合支所の役割分担や組織機構、地域審議会の役割などに留意をしながら、先に決定をされました調整方針も含め、総合的な観点に立って、より一層、地域住民の意向が行政運営に反映される仕組みを検討すべきものと考えられるところであります。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

何かございませんでしょうか。

委員 このことにつきまして、2点ほど、質問あるいは要望したいと思いますが、この地域自治ということは、大変、合併に対しましては重要なことではないかと思えます。

忠類さんも、更別もそうだが、忠類さんも同じことだと思いますけれども、この合併を守るためにですね、今回の合併、合併じゃなく自治を守るために、今回、幕別さんと忠類、更別と一緒になるわけですが、幕別さん、やはりこの中では親の立場であり、更別、忠類は子の立場だと思うんですね。その中で今後の法定協、新町に向けて進む上で、やはり地域自治を守るということで、親である会長さんの考え方をお聞かせ願いたいなということ、せめて例えばですね、権限を与えていただくとか、各町村にね。

それともう一つですけれども、旧自治体組織の、今後法定協に進む中で、小委員会の設置についての考えはあるのかどうかということをお伺いします。

その2点についてお願いします。

議長 1点目の地域自治組織のあり方についてでありますけれども、当然のことながら、三つが合併して新しい町をつくっていくわけでありますから、それぞれの地域が均衡ある発展を遂げなければならないということは、当然のことであろうというふうに思っております。

ただこの地域自治組織がどういう役割を担い、どういう手法をもって、そして住民の意見を新たな町づくりの中に反映していくか。これらについては当然のことながら、この後、法定協議会の中において、自治組織のあり方というようなことが論議されるのだらうと思っておりますし、私どもそういった中でいろいろな意見をいただく中で、この組織が有効に活用されるような組織になっていくことが、一番良いことだらうというふうに思っております。

(忠類村・杉坂達男委員着席 14:05)

私どもといたしましては、この地域の自治組織が、より住民の皆様の意見を反映し、そしてそれが行政に生かされるような組織となるように、お互いの意見の中でその役割を考えていくことが大事だらうと思っております。

それから小委員会の話は、この後、最後にさせていただく予定となっておりますけれども、法定協議会の中では、小委員会の設置についても考えていかなければならないものと思っております。

よろしいでしょうか。

委員 はい。

委員 私、前に現行法上の地域審議会の時もちょっと話したんですけれども、実は、今の仕事をやっている上で、周辺地域になる町村としては、非常に重大なことだと思っております。

従って地域審議会の時にも私申しましたけれども、単なる首長の諮問機関である。だからあまり幻想をもってはならないんだというような解説がありますけれども、周辺地域となる町村については、これが非常に問題だと、こういうふうに考えていたわけですが、今度の答申では、一歩進んで、かなりな仕事もできるようになっている。このようなことが出たわけであります。

実は、この提案されたのは会長さん提案でございますけれども、私どもちょっと考えた中では、委員提案でもできて、このような議案を出せないものかなというようなことを実は考えたことがありますけれども、実は規約の第9条かなんかで、この会議に出す議案とかそういったものについては、幹事会がうんぬんということですね、なかなか委員提案というようなことが出ていなかった。

私はこの書類を送っていただいた時に、まさに我が意を得たり。このようにきちっと議決をしてですね、法定協議会に引き継ぐという言い方はおかしいですけれども、法定協議会の方に楔を刺すということでは、この議案、誠に大賛成だと、このように考えております。

議長 ありがとうございます。

他よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長 それでは質疑がありませんので、協議第10号については、原案のとおり決定することについて

て御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議ありませんので、協議第10号については、原案のとおり決定されました。

[協議第11号 住民の意向把握について]

議長 次に、協議案第11号「住民の意向把握について」を議題といたします。

事務局より、説明いたします。局長。

局長 協議第11号「住民の意向把握について」、御説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

住民の意向把握に関しましては、先の第4回任意合併協議会におきまして、「関係団体等の意見交換を含め、なお一層住民の理解、浸透を図りつつ、更なる住民意向の把握に努めるべき」と決定されたところであります。

このため、3町村におきましては、商工会、農協、森林組合、文化協会などの公共的団体との意見交換会をはじめ、民生委員協議会、高齢者学級、行政区などを対象とした説明会や出前講座等を開催し、更なる住民の意向把握に努めたところであります。

これらに加えまして、10月3日から8日までの間に開催されました住民説明会における意向を集約いたしますと、3町村の合併に関して疑問視する意見等もありましたが、法定合併協議会設置を前提とした協議会の運営方法や協議項目の内容に関する意見・要望、法定合併協議会に臨む町村内の意見集約体制の構築に関する意見が数多く出され、3町村を通じて、法定合併協議会設置を容認する意向が大勢を占めていることがうかがわれたところであります。

以上であります。

議長 「住民の意向把握について」事務局から説明がありました。

これらについて何か御質疑ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長 よろしいでしょうか。

それでは質疑がありませんので、協議第11号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がありませんので、協議第11号については、原案のとおり決定されました。

[協議第12号 幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会検討報告書について]

議長 次に、協議第12号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会検討報告書について」を議題といたします。

事務局より、説明いたします。局長。

局長 議案第12号「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会検討報告書について」、御説明申し上げます。

議案書の3ページ及び別冊になります。

本任意合併協議会は、8月21日に開催されました第1回協議会におきまして、本協議会の位置付け・協議の進め方など、協議会の担う役割を確認し、協議がスタートをいたしました。

その後、第2回から第3回の協議会にかけまして、「基本的事項の方向性」、「合併の意義」、「新町の将来像」など、3町村の合併に関する住民の判断材料となる事項につきまして、協議が行われてきたところであります。

これらの協議結果につきましては、『これからの「まち」づくり』、いわゆるダイジェスト版としてまとめまして、3町村内の全戸に配布いたしまして、住民説明会をはじめ、出前講座や公共的団体との意見交換など、住民の意向把握に努めて参りました。

本検討報告書は、本日までの協議会における協議結果につきまして、議案に準じた形で整理をいたしておりますが、今後における3町村の合併に関する協議の方向につきましては、報告書の30ページに「むすび」として取りまとめたところであります。

任意協議会といたしましては、これまでの協議結果等を踏まえ、今後の協議につきましては、法定協議会に議論の場を移すべきものと考えられるところであります。

以上でございます。

議長 協議第12号についての説明がありました。

何か御質疑等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長 よろしいですか。

それでは質疑がありませんので、協議第12号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がありませんので、協議第12号については、原案のとおり決定されました。

[報告第13号 国・道からの財政支援等の検証について]

議長 次に、協議第13号「国・道からの財政支援等の検証について」を議題といたします。

事務局より、説明いたします。局長。

局長 協議13号「国・道からの財政支援等の検証について」、御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

本表につきましては、合併準備段階から合併後に至るまでの間、措置されると予定されております、国・道からの財政支援等について取りまとめたものであります。

支援項目につきましては、一番上の「国の合併準備補助金」から一番下の「道の人的支援」まで、全部で16項目ありますが、個々の活用方法につきましては、検証欄で整理をさせていただいたところであります。

検証欄の金額につきましては、既に御承認をいただいております、財政シミュレーションに算入いたしました金額を記載したものであります。

また、一番下の道からの人的支援につきましては、合併協議、合併手続きなどを円滑に進める上で、道職員の持つノウハウに大きな期待が寄せられますことから、事務局職員といたしまして、派遣を要請するものであります。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

御質疑ございませんでしょうか。

委員 この人的支援というのは、道の職員派遣のことを意味しているのでしょうかけれども、これは法定協に入るのが12月いっぱいに入っていて、これが人的なものが受けられると、こういうようなことですか。

議長 そうです。

委員 とするならばですね、当然今日の次の14号で法定協に入る、この議決のあれがありますけれども、現在私は新聞等しか承知はしておりませんが、いろんな問題を抱えている中で、法定協に入るということについてのですね、議決をどういうふうな形で、当然3町村が一致して議決をするというのが一番望ましいわけがありますね。例えば、幕別と忠類が先行して行うとか、そういうことにはならない。更別さんと忠類だけが先行してやるかそういうことにはならない。やはり3町村が一つになって議決をするものだというふうに私は考えます。

そういう状態の中でいくということ、現在の新聞報道等からいたしますと、議決を得るのには、いろんな問題が私の方は出てくるのではないかなど。こんなことを考えておりますけれども、この次の段階でありますけれども、この法定協については、どうしても12月中に行ってしまうという考え方でありますか、どうですか。

議長 この後、今お話ありましたように、次の協議案の中で法定協については御審議をいただきたいというふうに思っておりますけれども、今の考えは人的支援あるいは財政支援を受けるためには、あくまでも12月中に法定協議会への移行というのが前提となりますことから、そのような方向で進みたいというふうには思っております。

委員 うちの場合は住民との行政懇談会の中で、道の職員の派遣問題が住民の間から出ました。派遣を受けるのかということでございましたけれども、一応12月の法定協がすんなり行く中で判断されることであって、道の派遣、職員の派遣を受けるということは、住民に対して明言はしておりません。

そういうことの中で、道の派遣を受けるということになれば当然、重点地域という形になるでしょう。財政支援もなにかあるのでしょうかけれども、その道の職員を受けるということについての制約がいろんな面で無いのかという心配も一部の住民の中にはあるものですから、そういうような意見であったというふうに思うんですよ。

ですからそこら辺も、事務的にどんどん、道の派遣を受けて財政支援を受けて、そして合併する、どんどんということには、ちょっとやっぱり考えていかなばならない線があるのではないのかなと、こんなふうに思っているところであります。

議長 お話ありましたように、道の重点地域の指定を受け、そして人的、財政的な支援を受ける。その前段が先ほど来、申し上げておりますように12月中の法定協議会の設置であります。

従いまして、その後でなければ果たしてどのような結果になるか、申請をしてもその結果というのは、後でなければ分からないということでもありますし、また道職員の派遣を願うということは、これから進める法定協議会の中でいろいろ出される新しいまちづくりの建設計画、こういったことに対する道職員の持つノウハウ、更により良く道とのパイプ役、そういったものが期待されるわけですけれども、一方では道からの人的派遣を受ける要件といたしましては、いろいろ職員の人件費の負担ですとか、3町村から、道から職員が来るわけですから交流というような形で研修に出す手法ですとか、そういったことはこれからの中では求められてくるのであろうと思いますけれども、前段であるのはやはり、法定協への移行ということが、まず前段の作業として残っているというふうに思っております。

委員 それであればですね、仮に法定協に入るのがですね1カ月、いろんな状態の中でもって各議会が議決をしなければならぬわけですから、そういう形の中でやはり各3町村がすんなり議決できる状況になるという形になっていくと、当然、これは12月は無理だと私は思います。

そうすると仮に1月にですね、1カ月延びた場合には道の派遣とかいった問題についてはどうなりますか。

議長 今の重点地域の指定、それから人的あるいは財政的支援は、一番最初にありましたのは、本年7月中に任意協議会を設置するというのが一つでありました。たまたま私も8月に入って任意協議会の設置ですから、これには該当しなかった。

次が今言う12月中の法定協議会移行ということですから、これが1月、2月に延びることになりますと当然、支援制度の対象にはなっていないというふうに思っております。

ですから先ほどから申し上げておりますように、この後の協議案で御審議をいただくわけでありますけれども、なんとか12月中に3町村が揃って法定協議会の議決をいただくことが、支援を受けるための一番の前提となるものだというところであります。

委員 確認しますけどね、12月に法定協に入るということは、道の職員の派遣ですね、早い話が。それと人的、財政的支援、それを得るための一つの手段と、こういうことですね。

議長 そうです。

委員 そうすると今までずっと任意協の中でやってきた中で、いろいろと3町村の事務局に携わっている人方は優秀な人方で、とにかく道の派遣の職員を受けなくても立派にやっていけるような状態の、私は事務局だというふうに思っておりますよ、他の所はいざ知らず。

ですからそういう形の中で、ただ財政的支援と道の職員の派遣を受けるとのことだけで、いわゆる法定協の議決というものは、いかがなものかなと、こんなふうに考えているところであります。

議決 今言われたように、必ずしもそれだけのために12月中の議決ということではなくて、今までそれに向かって任意協議会も進めて参りましたし、あるいは平成17年3月31日という合併特例法の期限からいっても、おおよそ今までの経過から12月、年内に議決するのが望ましいのではないかと。

しかもそこに人的、財政的な支援のことも絡まってきますから、できれば12月中にということでは

ありまして、必ずしもこのために12月に無理してやるということでは決して無いので、その辺を御理解いただければと思います。

他何かございますか。

よろしいですか。

(なしの声あり)

議長 それでは、質疑がありませんので、協議第13号については、原案のとおり決定することで、御意義ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がありませんので、協議第13号について、原案のとおり決定をいたします。

[報告第14号 法定合併協議会設置準備について]

議長 次に、報告第14号「法定合併協議会設置準備について」を議題といたします。

事務局より、説明いたします。局長。

局長 協議第14号「法定合併協議会設置準備」につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本議件につきましては、法定協議会設置に向け、当面予定されるスケジュールにつきまして、御確認をさせていただくものであります。

今後の予定といたしましては、まず、12月定例議会におきまして、3町村がそれぞれ、法定協議会設置の議案及び法定協議会に対する負担金に係る予算を提案させていただくこととなります。

3町村の議会の会期につきましては、12月5日から24日までと予定されているところでありますが、この会期中に、それぞれの議会におきまして議決をいただきましたなら、12月25日に「合併協議会設置に関する協議書等」の調印と規約の告示を行うことにより、法定協議会が設置される運びとなるものであります。

また、第1回法定協議会の開催につきましては、明年1月13日の週が一つの目処になるものと考えられるところであります。

以上です。

議長 法定合併協議会の設置に関わりまして、事務局から説明がありました。これらについての御質疑、御意見をいただきたいというふうに思います。

委員 日程見ますと、12月11日にこれあれですか、法定協議会の議決をせよということですか。

議長 これ矢印で。上の矢印ありますね、5日の所に、下の矢印が24日。この間にという意味です。たまたま11日の日の欄に書いてありますけれども。

委員 24日までの間にやれってこと。

議長 そうです。5日から24日が。

委員 までの間にやれってこと。

議長 そういことです。3町村の議会の会期が、早いところが5日、遅いところが24日が最終ということですから、この間にという意味の。

委員 その間に議決をすれと。すれでなくて、しましようということですね。

議長 そうです。

委員 そうですね、ちょっと言葉が悪かったです、それであれば。

ですけど先ほど言ったようなことからいってね、果たしてそのすんなり法定協の議決をいただけるかどうかは、ちょっと考えてみなければならぬ点が多々あるんでありますけれども、その点についてはどういうふうに考えてますか。

議長 私どもからすれば、提案をさせていただくわけですから、議決いただけるかどうかは、それぞれの町村議会の動向といえますか、議会に権限が当然あるわけですから、私どもは何とかその辺を十分説明申し上げ、御理解をいただく中で、議決に向けてそれぞれが取り組んでいく、そういう状況だというふうに私は思っております。

この場で私どもがそれ以上のことには、我々が進むということにはならないんだろいうというふうに思いますけれども。

委員 それであれば、前の13号で人的支援の関係で議決しましたよね、皆が承認したわけですから。そうすると当然12月中に法定協に入らなかつたらこの前のやつが、議決したやつがおかしくなるわけでしょ。そうしたらやっぱりこれは、何においても議決をせよというような言葉になるんじゃないですか。そこら辺の形でいわゆる、これやっぱりね、これを承認してしまった以上は、12月中にやらなきゃならんですよ、はっきり言って。

ですからここら辺を柔軟に対応してもらわなかったら、議会の議決を願う者としては大変な問題ですよ、これ。

副会長 それぞれですね、今、会長がお答えしたとおりなんですけれども、その御質問の中にはですね、それぞれの3町村の動き、動向がそれぞれ違うのではないかと。それは新聞紙上などでですね。そういう懸念からの御質問かなというふうに思っております。その中でですね、その中でも更別村がですね、いろいろと住民の方々の御意見も含めてですね、いろいろあるということでございます。

私の方からですね、ちょっとお答えをさせていただくわけでありまして、当然、住民のですね、賛否については、いろいろと議論があるということで、私も更別村内のですね、認識しているわけですが、当然、そういう意見については、住民の固有の権利、そういう中でですね、それぞれ御意見があるというふうに認識をしております。

そんな中でですね、更別村の私ども執行権といいますか、行政としてはですね、できる限りの法定協への議決のための努力をしているつもりでありますし、また、村の議会といたしましても、そのような方向で努力をされているというふうに私は思っているところでありまして、そんなごく最近までの情勢の中ではですね、この期間内に議決は、私もですね、更別村としての議決はいただけるというような、そういう考え方で今日のこの提案について、私も提案する側の一人でありますので、このような協議案ということを出させていただいているということでございます。

議長 よろしいでしょうか。

委員 ここまできたら、あとは議会の議決ということで、何というか一般住民からは手が離れるわけですが、この任意協議会でいろいろ項目を立てて審議をして、これから実際中身はすべて法定協議会でやるわけですね。

従って住民に説明するためにはですね、やはりあの、こういう言葉は暴言かもしれませんが、任意協議会である程度柱を立てたら、それに肉付けするためには法定協議会に入ってやらなければ何にもならんわけですね。従ってあの、新町のビジョンだとかそれに我が地域はどのように位置するかとか、そういったことというのは、すべて法定協議会で審議しながら、住民に知らせていくのが私は大事だと思うんですね。

だから今までやってきたことが無駄とは言いませんけれども、今までやってきたことをより実らせるためには、何とか、これ住民として言うんですけれども、ここに首長さんも議員さん方もおられるわけですから、やはり最終目標に向かって進んでいただけるように、やっていただきたいと思えます。

以上です。

議長 当然のことながら今まで任意協で、いろいろな課題を整理して参りました。そして骨格を成してきて、いよいよそれを法定協議会の中で具現化をしていくという作業に取り組んでいくわけですから、その辺の経過、結果については、更に合併だよりというんですか、協議会だよりというような方法も通じながら、住民の皆様にも周知をしていくということは、当然の作業であろうというふうに思いますし、また、法定協議会に入ったから決して住民の手から離れるなんてことにはならないわけでありまして、絶えず住民の皆さんとのいろんな連携、あるいは説明責任を果たしながら進めていかなければならない作業であろうというふうに思っておりますので、引き続きそうした、今までの説明会、出前講座、あるいは広報の周知等も含めながら、これからも住民の皆さんとともに進めていかなければならないというふうに思っております。

他ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議長 それでは、他にございませんようですので、協議第14号については、原案のとおり確認する

ことで、御意義ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議がありませんので、協議第14号については、原案のとおり確認をさせていただきます。

[その他]

議長 一応、協議事項については以上でありますけれども、その他として、事務局の方からもあるようですけれども、最初にせっかくの機会でありますので、委員の皆さんから、何か御意見等ございましたら、お伺いいたしたいと思っておりますけれども。

よろしいですか。

(なしの声あり)

議長 それでは事務局の方から。

局長 本任意協議会の歳入歳出決算の関係であります。

この決算につきましては、法定合併協議会の設置告示日の前日が、本任意協議会解散の日になります。従いまして、規約第15条の規定に基づき、解散の日に会長が決算し、規約第13条に基づく渡辺監事及び杉坂監事の監査を受け、その結果が会長に報告されたのち、委員の皆さまに、御報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長 任意協議会に関する会計決算については、今の説明のとおりですが、よろしいでしょうか。

(よろしいの声あり)

議長 それでは協議案、その他について無ければ、これで本日の任意協議会を終わらせていただきますけれども、協議会が終わった後に先ほどお話しさせていただきました、12月議会に提案させていただき法定協議会の設置規約について、若干御説明をさせていただきたいというふうに思います。

この任意協議会、閉めてよろしいでしょうか。

(よろしいの声あり)

[閉会]

議長 それでは、本任意協議会の解散に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日をもちまして任意合併協議会での協議を終了いたしましたわけでありましたが、8月21日に第1回協議会が開かれましてから、委員の皆さんには、公私ともお忙しい中にも関わらず、御出席をいただき、また熱心な御協議をいただきましたことに、心よりお礼と感謝を申し上げたいというふうに思います。

今後は、3町村の12月定例議会におきまして、法定合併協議会設置についての御審議をいただき、3町村揃って議決をいただきましたならば、その後法定協議会が設置され、また新年早々には、3町村の新しいまちづくりに向けた、更なる一歩が始まるものというふうに確信いたしているところであります。

法定協議会に移りまして、本日までの協議の結果及び精神を尊重しつつ、一つひとつの抱える課題のクリアに向けて、皆さんとともにがんばらせていただきたいというふうに思っております。

3町村の住民の皆さんとともに、新しいまちづくりに向けて、更に協議を重ね、努力を重ねていくことをお誓いを申し上げたいというふうに思っております。

私、会長の職をおおせつかりまして、本日までスムーズに協議が進みましたが、ひとえに委員の皆さん方の御理解と御協力の賜であらうと、心から感謝を申し上げまして、一言、解散に当たった御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

14:40 閉会